

厚生労働科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件について

改正の内容

- ・ 財産処分制限の対象となる価格の改正（第 12 条第 1 項第 10 号）
各省庁で異なっていた財産処分制限の対象となる価格を 50 万円以上に統一。
- ・ 財産処分制限の対象について「その他財産」を追加（第 12 条第 1 項第 10 号）
「ソフトウェア」が平成 27 年度の処分制限の告示に明記されたことに伴い、ソフトウェアの購入等が想定される厚生労働科学研究費補助金において「その他の財産」を明記。
- ・ 備品及び物品管理の金額を明記（第 12 条第 1 項第 12 号）
善管注意管理義務対象財産について、耐用年数 1 年以上かつ取得価格 10 万円以上のものは備品として、耐用年数 1 年以上かつ取得価格 50 万円以上のものは資産として管理することを明記。
- ・ 補助事業に係る証拠書類等の保存期間の改正（第 14 条第 2 項）
処分の制限対象となる財産を取得する等の事業の場合は、5 年間を経過後もなお当該財産を処分する日まで書類を保管するよう明記。
- ・ 事業実績報告書提出期限の改正（第 16 条第 1 項）
事業実績報告書の提出期限について「又は当該事業の終了後 61 日が経過する日のいずれか早い日」を追加。
- ・ 適用日
この変更は、平成 27 年 8 月 1 日以後に取扱規程第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき研究計画書を提出する研究課題及び同日以後に交付する同規程第 2 条第 3 項に規定する推進事業に対する補助金から適用する。ただし、同日前に同規程第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき研究計画書を提出する研究課題及び同日前に交付する同規程第 2 条第 3 項に規定する推進事業に対する補助金については、なお従前の例による。